

## ○新型コロナウイルスへの対応状況

令和2年4月14日（金）9時現在

### ○伊丹市当局の状況 4月13日現在

- ・全職員に対し発熱がある場合は、有給休暇取得を推奨
- ・体調不良者の確認・人事への報告を毎日実施(1名)

（前回4月2日現在1名）

- ・交通機関利用者に対し時差出勤を推奨(16名)

（前回4月2日現在（13名）

### ○伊丹市内居住の感染者数 4月13日現在 【感染者24名】

（前回4月2日現在【感染者19名】）

### ○新型コロナウイルスに関する相談件数・検査件数

- ・伊丹市への相談件数 4月13日現在 1,218件

（前回4月2日現在 652件）

- ・兵庫県内の検査件数 4月12日24時現在 4,250件（うち375件から陽性）

（前回4月1日24時現在 2,694件（うち162件から陽性））

- ・兵庫県内の発生人数 4月13日現在 384名

（前回4月2日21時現在169名）

令和2年4月14日  
事務局聞き取り調査結果

## 共産党からの質問

国による「緊急事態宣言」が出されたことに伴い、以下の点を要望する。

### 1. 介護施設について

伊丹市内において、感染防止のためにデイサービスを休止する事業所は出ているのでしょうか。休止する事業所が出た場合、今まで通所していた高齢者への対応はどうされるのか。休止することで、職員が利用者を訪問してサービスを提供する場合、報酬単価が低すぎることが問題で、十分サービスが行われる保障がないと思われる。

そこで、仮にデイサービスを休止した事業所が出た場合、

- ①訪問してサービスを行う場合の報酬単価を引き上げることを国に求め、伊丹市としても助成を考えること。
- ②今までデイサービスで出していた食事を、職員が利用者に配達するなどで安否確認ができるようにすること。

### <回答>

4月9日（木）時点でデイサービスを休止する事業者はございません。

また、仮にデイサービスを休止した事業所が出た場合に関するご要望・ご提案のうち、①につきましては、現状把握に努めながら、慎重な判断が必要と考えております。

②につきましては、デイサービス事業者の負担の増加や人員面での課題に加え、衛生面での配慮等を勘案しますと、そのような対応は困難と考えております。

なお、事業者がデイサービスを休止した際の利用者の安否確認や状態把握につきましては、当該事業者のみならず、各利用者の担当ケアマネージャーや地域包括支援センターが連携して、電話等での対応をお願いしてまいりたいと考えております。

## 2. 学校休校について

小・中・高・特別支援すべての学校が5月6日まで休校となりました。これにより春休みを含めると2カ月以上基本的に学校にいけない状態が続くことになる。

- ①子どものストレスを解消するためにも、生活リズムを崩さないためにも、時間を区切って、交代で学校に来られるような対策を検討すること（校庭や体育館の使用も）。
- ②図書館や学校図書室で本を借りることができるようにすること。
- ③保護者が医療・福祉・公務などにつく人や困難を抱える世帯の子どもは、引き続き学校で受け入れができるようにすること。
- ④経済的な困難を抱える世帯の子どもへの支援として、子どもの学ぶ権利を保障するための学校での受け入れも検討すること。
- ⑤交代等により学校で受け入れする場合、学校給食が利用できることも検討すること。

### <回答>

- ①新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、現時点では、学校での受け入れを考えておりません。
- ②新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、現時点では、学校における児童・生徒の受け入れを考えておりません。そのため本の貸し出しを行いません。
- ③新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、現時点では、学校における児童生徒の受け入れを考えておりません。
- ④生活面や学習面で特に配慮がいる児童生徒に対しては、学校から電話連絡や必要に応じた面談などをを行い、きめ細かな指導を行ってまいります。
- ⑤新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、現時点では、学校における児童・生徒の受け入れを考えておりません。そのため、学校給食の提供は行いません。

### 3. 児童くらぶについて

児童くらぶの職員も2カ月以上の長期間に渡って一日中の勤務となり、子どもたちの生活も長期間に渡る。

- ①指導員は交代で休めるようにすること。
- ②子どもたちには程度な運動ができるようにすること。
- ③議員総会でも問題となったが、3月における児童くらぶの利用の自粛要請に伴う育成料は日割りによって返還することを改めて求める。

<回答>

- ①国による「緊急事態宣言」が出された後も各児童くらぶの開所時間は、8時15分から17時（延長保育は、19時まで）となっております。指導員の体調管理に配慮しつつ、指導員が休暇を取る場合は、登録指導員が交代で勤務にあたっております。
- ②現在、小学校の運動場を利用し、適度な運動を行っております。新型コロナウイルス感染拡大防止策を各児童くらぶで徹底し、引き続き小学校の協力のもと保育活動を行ってまいります。
- ③3月における児童くらぶの利用の自粛要請に伴う育成料の返還方法は、他の制度の返還状況などを勘案し、検討してまいります。

### 4. 緊急事態宣言によって市民や事業者等が利用できる制度を、わかりやすく15日付の広報に載せて徹底し、疑問にも答えられるように職員体制を整えること。

<回答>

緊急事態宣言及び県の対処方針に基づく市民へのお願い等につきましては、4月15日号に掲載しますとともに、国の支援制度等につきましては、情報を収集し適宜掲載してまいります。

また、国・県等から制度内容の詳細が明らかにされ次第、制度周知や事務手続き、市民からの問い合わせに対応可能な体制を速やかに整えてまいります。

伊總人入第35号  
令和2年4月9日

所 属 長 様

副 市 長

緊急事態宣言に伴う感染症対策の徹底について

新型コロナウィルス感染症への対応として、政府から4月7日に特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発出されたところである。

爆発的な感染拡大を防止するため、人と人の接触を7割から8割削減することを目指した国民に対する外出自粛が要請されていること等を踏まえ、この期間の対応について下記事項を周知徹底されるよう通達する。

記

- 1 感染経路を特定できない症例が増加していることから、各自が家族を含めて従前に増して行動抑制と健康管理を徹底するとともに、不調を感じた場合は休暇を取得して療養し、速やかに所属長を通して研修厚生課に状況を報告すること。
- 2 超過勤務命令の上限時間を月45時間としているところであるが、疲労の蓄積（易感染症）を避けるため、これまで以上に抑制の意識を持ち、超過勤務命令は必要最低限とすること。
- 3 「伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画」に係る業務継続計画（BCP計画※）について必要に応じて見直した上で、5月6日までに実施する必要のある業務を厳選し、できる限り少人数で運営できる職場体制を工夫すること。  
また、5月6日まで積立休暇の取得要件を撤廃するので、この休暇も活用して交替による休暇取得や時間有給を取得し時短勤務をするなど、職場及び通勤途上での接触機会の低減に努めること。
- 4 感染拡大防止にむけ、勤務においてはこれまでの対応に加え、以下の行動を徹底すること。
  - (1) 飛沫感染の防止について  
メール、電話を活用して、職員同士の接触機会を減らすこと。また対面時には、適切な距離を確保すること。  
50人以上が集まる会議は禁止するとともに、人が集まる形での会議等ができる限り回避すること。また、やむを得ず会議を開催する場合には、参加者は必ずマスクを着用すること。

(2) 換気の徹底について

窓の開閉が可能な場合は、30分に1回以上、数分程度窓を全開にすること。複数の窓がある場合、二方向の壁の窓を開放し、窓が一つしかない場合は、ドアを開けること。

(3) 共用物品、機器の消毒について

デスク、パソコンなどの物品・機器等の共用ができる限り回避し、共用物品、機器については適宜消毒すること（※詳細は別途通知）。

(4) 昼食時等の混雑回避について

701会議室を昼食時の休憩場所として開放するので、密接・密集を避けること。  
また、テーブルで向かい合っての食事は避けること。

5 欽送迎会や懇親会への参加、国内外の旅行等、感染拡大の要因となる行動は、すでに予定されているものであっても厳に慎むこと。

6 職員やその家族に新型コロナウィルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合はもちろん、風邪を罹患した者や花粉症の症状がある者等に対して、職場内外において理不尽な扱いや攻撃的、差別的な言動を行わないこと。

7 上記「5」「6」については、これらの行動を把握したときは、公務員としての信用失墜行為とみなすので、留意すること。

以上

# 新型コロナウイルス対策に係る対応について(第2弾)

資料 4

専決予定額【一般会計】約 41,192千円 【特別会計】約 2,645千円

## 1. 緊急支援フェーズにおける市対応の主な概要

○は専決対象予算

### 1. 感染拡大防止対策関係

- (1) 中小企業等における感染症患者発生後の消毒費用の補助 約 1,000 千円 (市単独)  
⇒ 事業所や店舗等において感染者が発生した場合の消毒作業費用の助成  
補助率 10/10 (上限 10 万円/件) (2月 1 日～)  
※保健所から消毒の指導があった事業所や店舗を対象
- (2) 酸性電解水 (次亜塩素酸水による除菌・脱臭) の無償提供 約 500 千円 (国10/10)  
⇒ 児童くらぶ等の室内消毒用として使用の他、順次提供開始
- (3) 妊婦、民間福祉施設に対するマスクの配布 約 692 千円  
⇒ 母子手帳交付済の約 1,600 人に 20 枚／人を郵送配布 (市単独)  
介護事業所 (約 300 カ所)、障がい者・児施設 (約 160 カ所) 等に配布
- (4) 傷病手当金の支給 (国民健康保険) ※条例専決有 約 2,645 千円  
⇒ 被用者のうちコロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者に対して手当を支給 平均収入×2/3×日数 (国10/10)  
※後期高齢者医療事業分は令和 2 年 5 月 1 日専決予定

### 2. 雇用の維持と事業の継続関係

- (1) 商店街等テイクアウト促進事業補助金の創設  
① 伊丹まちなかテイクアウト事業実施補助 約 2,000 千円 (市単独)  
⇒ テイクアウト専用の情報サイト開設費等補助 (4月 30 日予定)
- ② 伊丹の飲食店応援チラシの配布を実施 約 1,320 千円 (市単独)  
⇒ 新聞、広報、折り込みチラシの配布 (5月 1 日予定)
- (2) 内定取り消し者 (伊丹市民) を対象とした会計年度任用職員採用 約 32,080 千円 (市単独)  
⇒ 約 15 名程度の採用を予定 (5月 7 日以降隨時採用予定)

### 3. 学校園の臨時休業及び外出自粛対応関係

- (1) 児童くらぶ利用の自粛要請に伴う育成料 (利用者負担) の返還 (日割り)  
⇒ 自粛要請に伴う 3 月以降の利用料を返還
- (2) 家庭学習の周知啓発 (「みんなの学習クラブ」の活用方法等を YouTube で動画配信)  
⇒ 4 月 21 日～動画配信 ※ネット環境のない家庭にはプリント配布
- (3) 自転車駐車場学生定期券払い戻し ※条例専決有 約 4,100 千円 (市単独)  
⇒ 学校休校措置に伴い利用されなかった 3 月以降の定期利用料を返還
- (4) 登園の自粛要請に伴う保育所等の保育料 (利用者負担) の返還
- (5) ファミリー・サポート・センター事業の利用料に対する助成 (利用額)
- (6) 学校給食休止に伴う保護者への学校給食費の返還
- (7) いきいき百歳体操の周知啓発 (YouTube で動画配信)  
⇒ 動画配信済み 4 月 15 日号の市広報にて再周知

## 近隣市 各市議会の対応状況

令和2年4月13日

	対応	備考
神戸市	市会図書室を、4月9日から当面の間、閉鎖	特記事項なし
尼崎市	特記事項なし	特記事項なし
西宮市	5月6日までの各常任委員会の開催見送り 議員の登庁の自粛	4月10日は議会運営委員会を開催、 その後4月22日の開催を延期決定 4月中に予定されていた広聴委員会も延期決定
芦屋市	特記事項なし	特記事項なし
宝塚市	4月9日に危機対策支援本部を開催。人との接觸機會を減らすため、5月6日まで以下の5点を実施。 ①なるべく会議を減らす ②議員の登庁を控える ③外出を控える ④会派控室への入室管理の徹底 ⑤応接室の換気・除菌の徹底 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について（令和2年4月1日付け全国市議会議長会）の通知を踏まえ、他都市への行政視察は当面自粛 4月11日実施予定の議会報告会中止	新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について（令和2年4月6日付け総務省自治行政局公務員部）に準じて、対応していくことの確認がなされた 議員から感染者が出た場合、氏名を公表することの確認がなされた
川西市	会議は、1席ずつ間を空ける。 体調の悪い議員は登庁しない。地域活動を行わない。	HPに、「会議は感染症対策を講じた上で開催しますが、傍聴については、現在の状況を考慮した上で慎重にご判断をお願いいたします。」との掲載あり
三田市	4月25・26日の意見交換会の中止	特記事項なし

全議 J 1 第 3 4 号  
令和 2 年 4 月 1 日

市議会議長 各位

全国市議会議長会  
会長 野尻哲雄  
(大分市議会議長)

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止の取組について

新型コロナウイルス感染症に関しては、国内において感染者が増加しており、今後、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行が危惧される状況にあります。

このような中、政府においては、3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置し、同28日には「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定しました。

また、各自治体でも感染者が増加している地域等においては、休日や夜間の外出の自粛要請も行われております。

各市議会におかれても感染拡大防止に取り組まれていることと存じますが、国会においては、3月30日に本会議前の代議士会・議員総会の中止などで与野党が合意し、本会議や委員会のあり方についても、専門家の意見を参考にしながら、議院運営委員会で協議することとされております。

国会での協議結果については、入手次第、情報提供させていただきますが、各市議会におかれでは、議会公開の原則に配慮しつつ、今後の感染拡大の実情に応じて適切な議会運営に努めていただくようお願いいたします。

なお、他都市への行政視察につきましては、特段の事情がない限り、当面、感染拡大防止の観点から自粛していただきますようお願いいたします。

全国市議会議長会 総務部

TEL 03-3262-5234  
FAX 03-3263-5751